



令和2年度 滋賀県省エネ設備導入加速化事業補助金の募集について

令和2年5月

1. 趣旨

中小企業者等における計画的な省エネ行動を支援するため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づき提出された事業者行動計画に沿って、温室効果ガスの排出抑制等に資する設備の整備を行う場合、これに要する経費の一部を補助します。

2. 補助対象者（要件のいずれにも該当する事業者）

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者等（医療法人、社会福祉法人等も対象。みなし大企業を除く。）
- (2) 県税に滞納がない者
- (3) 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例における事業者行動計画の任意提出者であって、提出を行った者

3. 補助対象事業

エネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断において助言・提案を受けた省エネにつながる設備の整備で、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業

【要件】

- 補助対象事業により次のいずれかの要件を満たすこと
 - ①対象事業所全体の前年度エネルギー使用量に比べて5%以上の削減が見込まれること
 - ②対象事業所全体で100GJ以上のエネルギー使用量の削減が見込まれること
- 事業者行動計画に定める取組内容に補助対象事業が盛り込まれていること
- 発注先および施工業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること（県内に発注または施工できる事業者がない場合は、県外事業者も可）

【補助対象外となるもの】

- 生産設備および事務用機器
- 過去に県から省エネに資する設備導入に対する補助金の交付を受けている者
- 国または国の関連団体からの補助金の交付を受ける見込みがある者

【備考】

- 補助金の交付決定後に事業着手（発注）し、令和3年3月31日までに事業を完了（事業費の支出も含む。）する必要があります。



4. 補助対象経費

本工事費、付帯工事費、機械器具費

5. 補助金の額等

補助対象経費の1/3以内、1件あたり100万円を限度 ※ただし、事業効果(削減量)による制限あり
(削減量1GJあたり1万円が限度)

6. 募集期間(採択申請書提出締切) ※申請は、当課（県庁新館2階）まで持参してください（要事前連絡） 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間は郵送での提出を受け付けます。

令和2年5月13日(水)～令和2年9月30日(水) (最終締切)

1次締切：5月29日(金) 2次締切：6月30日(火) 3次締切：7月31日(金) 4次締切：8月31日(月)

7. その他

- 各締切において、予算額に達している場合は募集を締め切ります。
- 事業完了1年経過後に事業効果の報告を求めます。

問い合わせ先 滋賀県総合企画部 エネルギー政策課 TEL 077-528-3090



□補助金申請の流れ

省エネ診断（事業所全体の設備等に係るもの）

【採択申請書の提出】（正本1部）

- ①事業計画書
- ②概要図、現況写真、事業スケジュール、設備の性能に関する資料および設備の整備に要する経費の見積書
- ③省エネ診断の結果書類の写し
- ④事業者行動計画書の写し
（取組内容に補助対象事業が盛り込まれたもの。提出予定のもので可）
- ⑤直近2年間の財務諸表
- ⑥事業活動の内容を記した書類（会社案内パンフレット等）

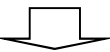
各締切後
概ね4週間



採 択



不 採 択

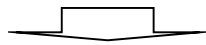


【補助金交付申請】（正本1部）

- ①～⑤（採択申請書に同じ。変更ない場合は省略可）
※④は提出済みであること
- ⑥誓約書および役員名簿
- ⑦登記事項証明書（法人）、住民票の写し（個人）
- ⑧県税の納税証明書（未納がないことの証明）

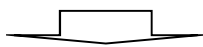
事業者行動計画書を事業所所在地を所管する窓口（滋賀県温暖化対策課または各環境事務所）に提出してください。

交付申請書
提出後
概ね2週間

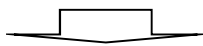


（ → 不交付決定 ）

補助金交付決定

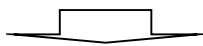


事業開始（発注） → 工事 → 事業完了（事業費の支出を含む）



【事業実績報告書提出】（事業完了後30日以内）

- ・事業報告書
- ・工事証明書
- ・支出証拠書類の写し
- ・事業実施状況がわかる写真



実績報告書
提出後
概ね1か月

審査（現地確認を行う場合有り） → 補助金の額の確定



請求 → 支払い